

令和6年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
事業内容報告書の概要

地方公共団体名【豊中市】

令和6年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)

【連絡・協議会体制】

豊中市教育委員会事務局 学校教育課 人権教育係

豊中市国際教育推進連絡会

- ・国際関連団体等 7人
- ・ユネスコスクール代表等 4人
- ・教育委員会事務局 2人

豊中市在日外国人教育推進協議会

- ・市立学校園等関係者 8人
- ・教育委員会事務局 1人

協働体制

在日外国人教育推進担当者会

- ・市立学校園関係者 80人
- ・教育委員会事務局 2人

豊中市日本語指導担当者連絡会

- 日本語指導担当教員 7人
- 日本語指導支援員 5人
- 学識経験者 1人
- 教育委員会事務局 2人

豊中市立学校 55校

- ・市立小学校 38校
- ・市立中学校 16校
- ・市立義務教育学校 1校

株式会社インターチェーン

- 「こども日本語教室」(委託事業の運営)

(公財)とよなか国際交流協会

大阪大学など学識経験者

(R7年度開設の「日本語初期指導センター校」仕組みづくり)

日本語等支援体制

豊中市教育委員会 学校教育課 人権教育係

帰国・渡日児童生徒相談室

◆通訳者(母語支援者)派遣

(学校適応のための初期支援)

◆国際教室

(安心して日本語を学べる
拠点づくり)

◆こども日本語教室

(放課後における指導拠点)

市立学校に在籍する

日本語指導が必要な帰国・渡日児童生徒

◆巡回指導

(拠点校の日本語指導担当教員及び日本語指導支援員による巡回指導)

2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

- ・豊中市在日外国人教育推進協議会、豊中市在日外国人教育推進担当者会、豊中市国際教育推進連絡会、日本語指導担当者連絡会の開催
- ・通訳者及び日本語指導者等の派遣、日本語指導について総合的な支援の仕組みづくりについての協議を行った。

(2)学校における指導体制の構築

- ・拠点5校(桜井谷小学校、上野小学校、北丘小学校、東豊台小学校、第四中学校)からの日本語巡回指導の実施
- ・拠点校において国際教室の実施
- ・「こども日本語教室」の実施(通級方式指導)
年間114日

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- ・日本語指導担当教員配置校における実施
桜井谷小学校 20名、上野小学校 46名、北丘小学校 5名、東豊台小学校 7名、第四中学校 8名
- ・巡回指導校における実施 39校 延べ 112名に対して、「特別の教育課程」に基づき日本語指導を行った。
(上記拠点5校を除く)

(4)成果の普及

- ・日本語指導研修における日本語指導及び巡回指導に係る実践報告

- ・豊中市在日外国人教育推進協議会、豊中市在日外国人教育推進担当者会、豊中市国際教育推進連絡会において実践及び成果の報告
- ・学校長会等への周知
- ・保護者あて案内の設置・配付
- ・その他関連団体との情報共有

(5)学力保障・進路指導

- ・多言語による進路相談会を実施(2024年10月15日)
- ・大阪府立高等学校入学者選抜に係る申請手続等における支援
- ・「こども日本語教室」での高校進学に向けた学習指導(毎週火曜日実施)

(6)小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクール

- ・外国人保護者のための小学校入学準備説明会を実施(2025年2月15日)

(7)ICTを活用した教育・支援

- ・大阪府教育庁との協働によるオンラインレッスンの実施
- ・通訳機(ポケトーク)の貸し出し
- ・児童生徒用タブレット端末での翻訳アプリを活用した学校生活支援

(9)日本語能力測定方法等を活用した実践・検証

- ・日本語指導担当者連絡会を中心とした帰国・渡日児童生徒の日本語力の把握
- ・学校における日本語能力測定
- ・「こども日本語教室」における日本語能力測定

(10)日本語指導ができる、又は児童生徒の母語が分かる支援員の派遣

- ・学校への通訳者派遣(児童生徒派遣/保護者派遣)
- ・国際教室(4校)への支援員派遣
- ・日本語指導者(有識者)による「日本語初期指導センター」開設に伴う協議を実施
- ・日本語指導支援員による日本語巡回指導の実施
- ・「こども日本語教室」を通年実施し延べ53名が受講した。
- ・「国際支援員会議」の実施(学校通訳者、国際教室支援員、こども日本語教室支援員等国際に係る関係者会議)

3. 成果と課題　※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1)運営協議会・連絡協議会の設置・運営

- 〈成果〉帰国・渡日児童生徒の受け入れや日本語指導に関する指導内容について協議体制が確立されつつある。
- 〈課題〉帰国・渡日児童生徒が在籍する全ての学校現場において、日本語指導に係る実践研究会や担任者連絡会等を実施していく必要がある。

(2)学校における指導体制の構築

- 〈成果〉日本語指導担当教員配置校4校を設け、市内各校を巡回指導するとともに、各協議会・連絡会などに担当教員が参加し、日本語指導体制の整備と指導方法や教材等の情報共有を行った。
- 〈課題〉日本語指導を担当できる教員の資質向上と育成が急務である。また、巡回校における日本語指導及び多文化共生教育に係る体制づくりを進める必要がある。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- 〈成果〉今年度はのべ174人に対して「特別の教育課程」に基づき日本語指導を行った。

〈課題〉市内の日本語指導体制を充実させるとともに、指導計画とその目標設定・指導方法等について議論を重ねていく必要がある。

(4)成果の普及

〈成果〉各協議会・連絡会等において、実践や成果、今後の課題についての情報共有、各学校への情報発信ができた。

〈課題〉帰国・渡日児童生徒及びその保護者に対し、効率的な広報のあり方を研究していく必要がある。

(5)学力保障・進路指導

〈成果〉多言語による進路相談会を開催し、帰国外外国人生徒とその保護者へ必要かつ正確な情報を伝えることができた。

〈課題〉本取組の周知を徹底し、対象生徒や保護者への情報提供の機会を充実させが必要である。

(6)小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクール

〈成果〉日本での新入学を控え、不安を抱えている保護者に必要な情報を提供できた。

〈課題〉幼保こ小連携により、対象保護者へ確実な情報提供を行う必要がある。

(7)ICTを活用した教育・支援

〈成果〉児童生徒用タブレット端末の導入により、さまざまな学習成果を発揮できた。

〈課題〉ICTを活用した新しい指導法の開発や、既存の視覚教材等との併用、オンライン授業の充実、学校生活におけるコミュニケーションの活性化など、日本語指導が必要な児童生徒に有益な活用法を模索・研究していく必要がある。

(9)日本語能力測定方法等を活用した実践・検証

〈成果〉日本語能力測定を学校やこども日本語教室で行い、帰国・渡日児童生徒の日本語力の把握や指導計画立案に成果があった。

〈課題〉学校への周知とともに、関係者の育成が必要である。また、個々の児童生徒の状況に応じた測定方法の開発を進める必要がある。

(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

〈成果〉通訳派遣事業及び国際教室、こども日本語教室に派遣を行った。また、日本語指導支援員による巡回指導を実施し、日本語指導、教科学習の補充などを実施した。

〈課題〉帰国・渡日児童生徒全てに十分な支援ができるよう、通訳者の確保、支援員の確保が必要である。また、学校関連文書の翻訳など学校からのニーズが多様化しており、多言語化対応を進めていく必要がある。

本事業で対応した幼児・児童生徒数	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	人 (園)	140人 (27校)	29人 (11校)	5人 (1校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		140人 (27校)	29人 (11校)	5人 (1校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)

4. その他(今後の取組予定等)

- ※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。
- ※ 事業内容報告書の概要是、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。